

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

まさつぐ法律事務所報

TEL 075-254-7889

FAX 075-256-7114

<http://www7.ocn.ne.jp/~masa24/>

〒604-0876 京都市中京区丸太町通烏丸東入
光り堂町420 京都インペリアルビル4階



弁護士政次

ごあいさつ

梅雨真っ盛りですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、今回は、遺産分割の際しばしば問題となるのですが、遺産を特定の相続人が被相続人の生前に不正使用していた場合について、少し考えてみたいと思います。

平成24年6月

弁護士 政次 秀夫
事務局 川端広美・井上はるみ

遺産の生前の不正使用

(問) 先日亡くなった父は、亡くなる前数年間は寝たきりで、父の預貯金は全て同居していた長男が管理していました。父が亡くなる前、長男は、勝手に父の預金から多額のお金を下ろして、自分の車を買っていることが分かりました。私は、遺産分割調停でどのような主張をすればよいのでしょうか。

(答え) 遺産分割調停において、被相続人の預貯金を生前に相続人の一人が不正使用(横領)していたという主張は、しばしばなされます。しかし、そもそも遺産分割は、被相続人が死亡時点で有していた遺産をどのように分けるかという問題です。ですから、このような生前の不正使用(横領)の問題は、遺産分割とは別個の問題となります。具体的には、横領行為として、不法行為としての損害賠償請求や不当利得としての返還請求の問題となります。

(右上へ)

したがって、あなたが、かかる長男の横領行為を問題としたいなら、遺産分割調停とは別に、地方裁判所に損害賠償請求訴訟等を提起する必要があります。

なお、長男による預金の払い戻しが、被相続人の了解のもとになされ、長男の生計の資本等に使われている場合には、横領行為ではなく、生前贈与として特別受益の問題となり、遺産分割調停の中で解決すべき問題ということになります。また、被相続人の預貯金が払い戻されているが、その用途が不明なときや、被相続人の了解があるのか否か不明なときは、遺産分割調停においては、現在ある預貯金を前提とせざるを得ないでしょう。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人がいらっしゃれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。まさつぐ法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

誠に恐れ入りますが、次回からFAX送信を希望されない場合は、配信停止希望欄にチェックいただき、FAX番号をご記入の上ご返信いただけましたら幸いです。

配信停止

FAX

★ 「まさつぐ法律事務所の事務員たち」のブログ 随時更新中です。

(広告◎)